

マスターズローイング規定

第1条（目的）

本規定は、競漕規則第 67 条に基づき、マスターズローイングに関する細則を定めるものである。

第2条（適用）

日本国内で開催されるマスターズローイング大会では、本規定および各大会の大会要項に基づき実施されるものとする。

第3条（マスターズ大会への参加）

すべての競技者（マスターズ選手としての登録を経ている者を含む。）は、単独のクラブまたは複数のクラブの混成チームとして、マスターズローイング大会に参加することができる。また、所属する加盟都道府県協会の登録クラブとしての単独参加も妨げられない。

第4条（舵手）

- 1 マスターズローイング大会の舵手には、本規定に定めのある場合を除き、競漕規則の舵手に関する条項が適用される。
- 2 マスターズローイング大会の舵手の年齢は、クルーの平均年齢算定には含めない。
- 3 マスターズローイング大会では、舵手のレース前の計量は行わない。

ただし、レース終了後の上陸直後に審判長またはその代理者によって任意に指定され、計量を行った際に、デッドウエイトを含む体重が規定重量を下回った場合には、レッドカード（当該種目からの除外）となる。

第5条（マスターズ年齢カテゴリー）

- 1 競技者は満 27 歳になる年の 1 月 1 日から、マスターズローイング大会に出漕できる。
- 2 マスターズローイング大会における競技者の年齢は、その大会の年に当該競技者が到達する年齢とする。

(解釈例) 10月1日に27歳になる競技者は、その年の1月1日から9月30日まではまだ26歳であるが、その期間内に開催されるマスターズ・ローイング大会に出漕でき、その限度で「数え年齢」を用いることになる。

3 マスターズローイング大会では、以下のクルー年齢カテゴリーごとに種目が設定される。ただし、年齢カテゴリーはマスターズクルーの舵手には適用しない。

A:最低年齢:27歳

B:平均年齢:36歳以上

C:平均年齢:43歳以上

D:平均年齢:50歳以上

E:平均年齢:55歳以上

F:平均年齢:60歳以上

G:平均年齢:65歳以上

H:平均年齢:70歳以上

I:平均年齢:75歳以上

J:平均年齢:80歳以上

K:平均年齢:83歳以上

L:平均年齢:86歳以上

M:平均年齢:89歳以上

4 前項の年齢カテゴリーは、毎年マスターズ大会ごとに追加・変更があってもよいものとする。追加・変更がなされた場合には、それがエントリー時にアスリートに周知されるよう、大会要項に明記されなければならない。

5 第3項の年齢カテゴリーに関わらず、競技者は、エントリー時に申し出ることにより、より若い年齢区分の競技に参加することができる。ただし、その後の区分変更は認められない。

第6条 (マスターズローイングの混合種目)

マスターズローイング大会では、舵手を除くクルーの半数が女性、残りの半数を男性とする(男女)混合種目を実施することができる。

第7条 (マスターズローイングの種目)

マスターズローイング大会では、以下の種目を実施することができる。

男子種目: 1x、2x、2-、4x、4x+、4-、4+、8+、KF

女子種目: 1x、2x、2-、4x、4x+、4-、4+、8+、KF

混合種目：2x、4x、4x+、8+、KF

第8条（距離）

マスターズローイング大会におけるレースの距離は、500mもしくは1,000mとする。

第9条（ユニフォームのクルー内統一）

- 1 マスターズローイング大会では、同一クルーのメンバーは統一された服装（ローイングスーツもしくはシャツとショーツに分離したユニフォームおよびいかなる追加の服装も含む）でレースに参加しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、大会要項で定めた場合、あるいは競漕委員会が特に認めた場合には、クルー内での服装統一の基準を緩和することができる。
- 3 混成クルーは、クルー内での服装統一を要しない。
- 4 同一クルーで、ブレードが不統一であってもレースに参加できるものとする。

第10条（応募締切後レースの1時間前までのクルーの変更）

マスターズクルーがメンバーを交代することで、エントリー時の年齢カテゴリーを満たさないときには、この交代は認められない。

第11条（スタート水域での故障）

- 1 マスターズローイング大会では、その艇首がまだスタート水域（0～100m）を越えていないクルーが艇や装備に損傷を被った場合、クルーのメンバーは挙手をしてこの事態を発艇員（スターター）または主審に伝えるものとする。これを受けた発艇員（スターター）または主審は、即座にレースを止める。
- 2 主審はその損傷を調査した後、必要に応じ審判長と相談して、当該クルーの主張が正当なものであるか否かを決定する。
- 3 競漕委員会は、損傷を被ったクルーが修理を完了して、再スタートの準備を整えるのに必要な猶予時間を与えることができる。

ただし、大会前の代表者会議で、修理に必要な時間を与えずに、当該クルーをレースから除外すると表明した場合には、そのように取り扱うこともできるものとする。

第12条（表彰）

- 1 決勝レースの勝者には、メダルが授与される。

- 2 一つの種目が複数の決勝に分かれる場合は、各決勝レースごとにその勝者にメダルが授与される。

第13条（競漕規則・大会要項の例外的解釈および非常対応）

- 1 大会中に、競漕規則や競漕細則、もしくは関係規定や大会要項で定められていない運営上の問題が生じた場合、あるいは緊急な事態（が発生して大会の開催または続行が困難になった場合、競漕委員会は、審判長、実行委員会等の主要な大会役員と協議の上、適切かつ合理的な対策を講じるものとする。
- 2 前項の場合、競漕委員長は、その内容を大会後の報告書に記載して、当協会の理事会に報告しなければならない。

第14条（自身の健康および体力に対する競技者の責任）

- 1 各競技者は自身の健康と体力に、自覚と責任を持たなければならない。
- 2 マスターズローイング大会に参加する競技者は、その費用と責任において、毎年、医師による問診や心電図検査を含む健康診断を受けることが推奨される。

（施行期日）

この規定は、2020（令和2）年3月18日より施行する。

（改定履歴）

2020（令和2）年3月18日 制定

以 上